

保護者様

## 就学援助制度について

綾部市教育委員会

就学援助制度は、経済的理由等で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な学用品や給食費等について援助を行うものです。

## 1 援助の対象者

綾部市立の小中学校及び京都府立の中学校に在学中の児童生徒の保護者で、お子様の就学に必要な経費を負担することが困難な方で、所得等の認定基準により教育委員会が必要と認めた方です。

## 2 援助の内容（令和5年度支給予定単価）

支給費目	小学校（年額）		中学校（年額）		支給月（予定）
入学支度金	1年	54,060円	1年	60,000円	2月（入学前）
学用品費・ 通学用品費	1年	11,630円	1年	22,730円	7・11・3月
	2～6年	13,900円	2～3年	25,000円	
校外活動費	全学年	1,600円	全学年	2,310円	3月
修学旅行費	6年	実費	3年	実費	5月（概算） 7月（精算）
給食費	全学年	実費	全学年	実費	7・11・3月
学校病医療費	全学年	実費	全学年	実費	11・2月
クラブ活動費	実費（上限2,760円）		実費（上限30,150円）		3月
生徒会費	実費（上限4,650円）		実費（上限5,550円）		3月
P T A会費	実費（上限3,450円）		実費（上限4,260円）		3月
体育実技用具費			実費（上限7,650円）		3月
卒業アルバム代	6年	実費（上限11,000円）	3年	実費（上限8,800円）	3月
オンライン学習通信費	全学年	14,000円	全学年	14,000円	3月

※原則として、各支給費目については、一旦保護者の負担となります。

事後において、限度額の範囲内で支給します。

※支給金額は上記内容から変更となる場合があります。

### 3 相談・手続きの流れ

- ・就学援助を希望される場合は、在学中の小中学校の担任の先生にご相談ください。



- ・学校から申請書をお渡ししますので、ご記入の上、学校へ提出してください。



- ・学校を通じて綾部市教育委員会へ提出された申請書を、市の認定基準に照らし合わせ、綾部市教育委員会が認定・不認定について決定します。

※世帯全員の総所得が世帯別認定基準額を超えている場合は、決定前に文書にてお知らせしますので、最近の経済状況が大きく変わった等の特別な事情がある方は、再度学校へ相談をしてください。

なお、就学援助費の申請は随時受け付けますが、認定後の支給となるため、認定時期により支給されない費目もありますのでご承知ください。

### 4 お問い合わせ

教育委員会 学校教育課（４２－４３２３）までお問い合わせください。

#### 【参考】

令和５年度 市の認定基準額

#### 1 世帯別認定基準額

世帯員数	基準額	備考
2人世帯	1,442千円	※下記に該当する場合は基準額に30万円を加算 <b>【母（父）子加算】</b> 父又は母と18歳未満の子（18歳以上の就学者も18歳未満の子として扱う。）のみの世帯 <b>【老人加算】</b> 父又は母と65歳以上の祖父母（祖父又は祖母のみの場合も含む。）及び18歳未満の子の世帯であって祖父母に経済力がなく父又は母が扶養している場合 <b>【身障者加算】</b> 家族構成員の中に身体障害者福祉法第15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害があると記載されている方又はこれに準ずる方がいる場合
3人世帯	2,163千円	
4人世帯	2,884千円	
5人世帯	3,605千円	
6人世帯	4,326千円	
7人世帯	5,047千円	
1人増すごと	721千円	

※ 認定の参考とする所得は、保護者の世帯全員の総所得を基本とします。